

司法書士法教育ネットワーク第2回定時総会・記念研究会
法教育の教材開発と法律実務家の役割

(7-2)

2010年5月23日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 我妻秀範氏 京都府立綾部高等学校教諭
葉狩宅也氏 京都府八幡市立八幡小学校教諭
関本祐希氏 大阪府守口市立大久保中学校教諭
杉浦真理氏 立命館宇治中学高等学校教諭
小牧美江氏 司法書士ネットワーク事務局長
田實美樹氏 司法書士ネットワーク事務局
進行役： 西脇正博氏 司法書士法教育ネットワーク会長

(2)

西脇

次に、小学校の教員の立場から、葉狩さんからお願いします。

(2) 小学校での法教育実践を構想する

葉狩

座ったままで失礼します。京都市の南西にあります、大阪と接するところの京都府八幡市の八幡小学校に勤務しています。今年6年生を受け持っております。小学校現場もなかなかいろんな課題があって、子どもたちは、1年生から6年生まで心身ともに本当に大きく変わる時期だと思っています。そういう小学校の子どもたちが、今、報告していただいたように、中学校・高校、あるいはその先の社会人としての、市民としてのいろんな意味での能力であったり、知識であったり思考力であったりということ、どんなふう育てていく小学校の時期なのかということ、法教育って何を考えるようになって、改めて深く考えるようになっていきます。

小学校の教師なので、弾けないピアノの音楽の授業から、体育はそこそこ好きでやりますけれど、国語・算数・社会と、専科教員がいないものですからすべて教えています。そのすべて教えている教科の中で、じゃあ法教育っていったときに、どういった迫り方ができるのかということも大きな課題としてあります。私自身は、社会科教育が好きで、興味関心があって、サークルに加わっていたり研究会に行ったりとかで授業づくりをしてきたという経過があったものですから、その延長線上に法教育を位置付けながら、この間考えています。

レジュメ資料をご覧いただきながら、10分という限られた時間では全部をお話することはできないのですが、レジュメの「1」のくくりに書かせていただいている『法教育実践』を構想するにあたって、っていうのは、今、お話した、教育ということ考えた時に私自身が、この間、大事にしないといけないなと思ったことを少し書かせていただいています。

大阪の橋下知事をはじめとして、「学力は低下しているのだ」ということが、キャンペーンのように言われることが続いてきているのですが。実は、学力テストで測るだけのことが子どもたちの学力と言っているとは、現場教師は思ってはいません。ただ、多くの現場教師が、そうは言いながらも、それにすごく影響をうけている。学校での実践というのは、以前に比べて、私は採用されて25年を迎えるんですけども、最初のころと比べても、もうずいぶん違う学校の状況が起こっているなというふうに思っています。

この間は、それに加えて、世界の子どもたちと比べると思考力が低下していることも問題になっています。そういういわゆるPISA型学力(注：OECD＝経済協力開発機構による国際的な生徒の学習到達度調査によって数値化された学力のこと。科学的知識、数的処理、コミュニケーションの基礎の言語力などについて、国際的基準で統計化され、順位付けされる。)という言葉をお聞きになったことがあると思いますけれども、要するに、知識だけではなくて、思考し、判断していくという力を大事にしなければいけない

て、文部科学省は言うわけです。けれども、どうかするとそれがふっとんでしまうような現場の事態が、実はあります。そのところを、どんなふうに私たちがとらまえ直しながら考えていくかっていうときに、実は、この法教育っていう視点は、ちょっと僕はおもしろいなというふうに思っております。

もう一つは、そういう風に言ったときに、参加体験型の教育っていう子どもたちが嬉々として参加したり、発表したりしていくような、そういう授業を工夫しながら作っていくのだということも、片方では言うんですね、言われているんです。言われているんですけれども、それがどうしても教師たちの受けとめの問題ももちろんあるのかも知れないのですけれども、パターン化していく授業になりがちなところがあります。そういうところに陥ることなく、本当に子どもたちが、将来の主権者として育てていくような小学校段階での授業っていうのを、法教育っていう切り口を意識をしながら、どんな風にすすめていくのかっていうことを考えたいなっていうのが、レジユメの「1」に書かしてもらっている中身です。

レジユメの「2」に書かしていただいていることは、これも詳しく言うときりがありませんけれども、先ほど紹介があった、法務省の法教育研究会が何年か前に出された『はじめの法教育』(注：法務省法教育研究会報告書。表題の書籍として、ぎょうせいより出版されている。)という本があるのですけれども。その中で、小学校の段階で、あるいは中学校の段階で、こんなような切り口で法教育につながっていくと思えるような実践があるよというか、視点があるよということで、教科をずっと並べているページがあります。

一つ目には、「社会科及び公民科」です。小・中の直接法に関係しているような、憲法があったりルールであったりということ、改めて捉えなおしていきよということを書いてあります。また、小学校の低学年(1・2年生)は社会科がありませんから、「生活科」っていう教科があるんですけれども、その教科のなかで、1・2年生なりに、きまりやマナーを守るっていうことを視点として持てるように、ということが書いてあったり、「道徳」っていう、これは教科ではありませんが、「道徳」の中で約束や決まりっていうことを理解させ、意識させ、守ることが大事だっことを学ばせて行くんだということが書いてあります。もっといえば「特別活動」っていう、児童会・生徒会という勉強以外での特別活動や、学級での学級活動、そういうあたりで、自分たちで責任やルールを決めたり、生活上の規則を変えたりしたりということが、これまでもあったわけなんですけれども、それが、法教育にも繋がっていくことが考えられるよという指摘ができています。さらに「社会科」と並んで、教科で出てくるのは「家庭科」で、賢い消費者としてということが、いろんな場でいろんな形で言われていますけれども、確かに生活課題を主体的に解決していくという意味での「家庭科」にも、そういう切り口がある。それらを横断するような形で、この間取り組んでいる「総合的な学習の時間」も、法に関する課題を位置付けることによって学習していくこともできるよっていうことで整理をされているページがあります。

レジユメの下にも書かしていただいておりますけれども、そういうことを意識しながら、2000年前後から、いろんな学校であったり研究者であったり、あるいは法曹界の方々の協力・共同を得ながら、そこに書かれているような取り組みが、この間、進んでは来ているように思います。

ただ、多くの学校では、「法教育」っていうっても、わからない人が多いわけですよ。「公教育」ならそれなりに分かるんですが、「法教育」なんていうとも分からないわけです。それぐらい、多くはまだ現場において法教育っていう実践のイメージはできていないという風に思っていて間違いないだろうと思います。ただ、ずっとお話ししてきましたように、いままでやってきている実践の中に、それと重なる、あるいはそれを発見できるっていう切り口は、実はずいぶんあるという風に思います。「法教育は、中学校・高校で行なうもの。」というふうにお考えの方が多くはないかと思いますが、小学校でも可能性があるという風にお考えいただければいいかなと思っています。

そういう問題意識で、じゃあどんなことをやっているのということになると思うので、

この間やったことを少しお話ししたいと思います。

レジュメの2枚目(注:参考資料『やわた市民の時間』学習指導案)。僕のいる八幡市というところは、学校の統廃合があって4中学9小学校になった。以前は11小学校が今年から9小学校に統廃合されてしまったのですが、そのすべての小・中学校が、市ぐるみで文部科学省の指定をもらって「モジュール学習」(注:10分~15分等の短い単位時間=「モジュール」を利用した反復継続学習)という、100マス計算やったり暗唱をやったりというものと、あと「シティズンシップ教育」(注:シティズンシップ=市民性=を育む教育)というのをやってきていまして、実は今年が3年目で、秋に研究発表会をやるんです。全国規模の研究発表会なので、何百人と集まる予定ですけども、八幡小学校は、そのうちシティズンシップ教育の公開授業をやらなきゃいけないっていうことを引き受けたもんですから、研究授業をしなければいけないということで、この2月に、何か授業をやってくれといわれてやったのがその指導案なんです。

5年生(今年の6年生)で、「ルールって何だろう」というテーマで授業をしました。八幡のシティズンシップは、「コア教育カリキュラム」という4つのコアを決めているんです。「ルール・マナー」「民主主義」「金融・経済」「ユニバーサルデザイン」という4つのコアのプログラムの組み合わせを、われわれが下から考えたのではなく、上からこうしてくれというような提案です。その中の「ルール・マナー」でやったんですけども、「目指す能力」は、「ルールをつくるために必要なことを見通す力」として、「1ねらい」は、レジュメのとおり3つを掲げて授業をしました。

「2 児童の実態及びテーマ設定の理由」というところに書かせていただいていますけれども、子どもたちの実態を考えたときに、みなさんもADHD(注:注意欠陥・多動性障害)とかアスペルガー(注:アスペルガー症候群)とかお聞きになっていると思いますけれども。そういう子どもたちに「これがルールだから守りなさい」とか、「これは約束ですよ」と言っても、それが入らない子どもってずいぶんいます。それは、いろんな発達の問題だったり、家庭の問題だったり、あるいは学習の課題だったり、色々あるんですけども、そういう子どもたちの実態を枠にはめるためのルールではなくて、ルール・マナーっていうことが、本当に自分たちの生活を心地よく、友だちとの関係をうまくつないでいくために、「これはやっぱりこうした方がいいよね」という、そのことを学習の中で深められることが、僕は大事だと思ってます。なので、そこにいろいろ書いているんですけども、本当はもっといろいろ述べたかったんですけども、実は、私のクラスにも、ルールの中になかなか入っていけない子がいます。その子が、どんなふうに、その学習の中で少しでも刺激を受けてくれたり、変わっていくかというのが、学習を進めていく上で大きいなと思ってます。もちろん、その何時間かの授業で「はい、わかりました」とって変わるわけではないので、ジャブのように繰り返しながらっていうことにはなりますが、そういう意味で法教育も、長いスパンで考えていくということを意識したいなと思ってます。

あと「3 指導観およびシティズンシップの視点」はお読みください。飛ばします。

じゃあ、もっと具体的に授業としてどんなことをしたのが、3枚目以降の表裏、No.1~5の学習プリント(注:参考資料プリントNo.3のみ掲載、他は掲載省略)として子どもが書いたものです。印刷しているのはしっかり書けている方の子で、25人のクラス全員がこんなにうまく書けているわけではありません。

簡単に言いますと、No.1で、ルールってというのは、どんなふうにとらえたらいいのか、ルールは絶対のものなのかということ、『としょかんライオン』(注:ミシェル・ヌードセン作、ケビン・ホークス絵、福本友美子訳、岩崎書店、2007年)という絵本を使って話し合ったときの1時間です。最後の感想のところで、「私は、ぜったいに「ルール」は必要だと思います。スポーツのルール、国のルール、個人のルールなどがあって、なりたっていると思いました。だから、学習のルールもきちんと守らなければいけないなあって思いました。」という、短い感想ですけども、学習を進めていってその後に感想文を書いて、子どもたちにフィードバックしてやりながら、深めあっていくということをやったので、5時間、進めていきました。

No. 2～5は、日本弁護士連合会で作られている絵本（注：日弁連市民のための法教育委員会編『はじめての法教育（3）ルールって何だろう』岩崎書店、2007年）をコピーしたものを2頁分ずつ子どもたちに配って、それを入り口にしながら、それをアレンジする形で、「町からルールがなくなったらみんなどう考えるの？」っていうことを考えさせたり、No. 3のところでは、「ルールってというのはどうやって作っていったらいいのか」、「そのルールに携わる、公務員の仕事、議員の仕事、裁判員の仕事といったものがあるよ」っていうのを整理してやったり、No. 4で、その行政の一つである「市長はどんなふうを選んだらいいのか」ということをちょっと体験したり、No. 5で、「実はルールってというのは間違っただけのものもあるんだよ」っていうことを改めて意識させて、授業を進めました。

とにかく、レジュメの最後に書いていますように、法教育ってというのは身の回りの事実を教材にして、あるいはモデルにして、子どもたちが自分たちで問題解決していくっていう、そういう面白いと思えるような時間になるものをいかに作れるかということだと僕は思っています。何かあるものをただただ受け売りのようにやるのではなくて、子どもの問題意識と身近ないろんな課題をどんなふうに教材にしていくかということが大事だし、それは小学校でもできるんじゃないかと思って、深めつつあるという段階です。言葉足らずですが、以上で終わります。

西脇

どうもありがとうございました。時間が短くて本当に申し訳ないです。
このあとの意見交換会で深めていくということで、よろしく願いいたします。